

石綿による疾病をご存知ですか！

広島労働局 労働基準部 労災補償課からのお知らせ

ご家族に、**肺がんや中皮腫** などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しい などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

心当たりのある方は、広島労働局労働基準部労災補償課 (Tel.082-221-9245) 又は最寄りの労働基準監督署にご遠慮なくご相談ください。

制度のご案内は厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

平成 30 年度労働保険年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 10 までをお願いします。

広島労働局 総務部 労働保険徴収課 (Tel.082-221-9246) からのお知らせ

- 労働保険料の延納（分割納付）の納期限は次のとおりです。

		3 回 分 割		
		第 1 期 (初期)	第 2 期	第 3 期
納 期 限	個 別 事 業	7 月 10 日	10 月 31 日	翌年 1 月 31 日
	労働保険事務組合		11 月 14 日	翌年 2 月 14 日

※個別事業の3回分割については、要件があります。

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日です。

- 年度更新申告書は5月31日までに送付する予定です。
- 年度更新申告書の記入方法等はコールセンター【フリーダイヤル： 0120 - 700 - 244】のお問い合わせが便利です。
- 電子申請による年度更新手続きもご利用ください。
※ 手続きにはあらかじめ電子証明書の取得が必要です
- 平成30年4月1日労災保険率、第一種・第二種特別加入保険料率及び労務費率が改正になりました。
※ 率の改正については、広島労働局のホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>) でご確認ください。
- 平成30年度は雇用保険料率の改正はありません。

雇用保険料率	平成30年度			平成29年度		
	保険率	内 訳		保険率	内 訳	
		事業主負担分	被保険者負担分		事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	11/1000	7/1000	4/1000	11/1000	7/1000	4/1000
建設業	12/1000	8/1000	4/1000	12/1000	8/1000	4/1000